

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）

《最終案》

別冊資料編 数値目標一覧

県土整備部主担当分抜粋

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

I 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	現状値【令和元】	目標値【令和5】
113	主指標	継続	自然災害への対策が講じられている人数（累計）	県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果を表すことから目標項目として選定しました。	河川、砂防、海岸、治山事業の事業計画等をふまえて、令和5年度末までに3,700戸増加させることをめざして目標値を設定しました。	242,300戸	246,000戸
113	副指標	継続	洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）	県民の皆さんの生命と財産を守るため、迅速な避難に資する情報として必要な洪水浸水想定区域を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	令和元年台風第19号において洪水浸水想定区域図が作成されていない中小河川での浸水が多発したことを受け、水位周知河川38河川に人的被害・資産被害の大きな河川や浸水リスクの高い172河川を加えた210河川について、令和5年度の作成完了をめざして目標値を設定しました。	109河川	210河川
113	副指標	新規	要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）	現行の行動計画の目標を達成したことにより、新たな課題への指標を選定しました。自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所を保全対象としている箇所等重点的に砂防施設整備に取り組むために目標項目として選定しました。	砂防事業および急傾斜地崩壊対策の事業計画をふまえて、令和5年度末までに、要配慮者利用施設、避難所の保全数を12施設増やすことをめざして目標値を設定しました。	302施設	314施設
113	副指標	新規	緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路上の橋梁の計画的な耐震対策を推進する必要がありますことから選定しました。	緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強の対策完了年度については、国の目標年次に合わせて令和8年度を目指します。そのため、令和元年度（84%）から、年に約2.3%の上昇が必要となるため、令和5年度の目標値は、93%になります。	84.0%	93.0%

Ⅲ 拓く ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
351	主指標	継続	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を支援する道路の新規供用延長（累計）	道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの様々なニーズに的確に対応し、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を推進する必要があることから選定しました。	県民生活の安全性・利便性の向上および令和3年の「三重とこわか国体・三重とこわか大会」開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、また近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の自然災害に備えるため、令和5年度末までに29.6km新規供用することを目標値として設定しました。	—	29.6km
351	副指標	新規	橋梁の修繕完了率	平成25年度の道路法改正等を受けて道路管理者は全ての橋梁について5年に1度近接目視による点検が義務付けられました。県では、定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁について、「点検完了後、おおむね5年以内（次回点検まで）に計画的に修繕を実施していく」という独自の目標を定めており、副指標としてもふさわしいことから選定しました。	県では、定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁について、「点検完了後、おおむね5年以内（次回点検まで）に計画的に修繕を実施していく」という独自の目標を定めており、各年度100%として目標値に設定しました。	100%	100%
351	副指標	新規	県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）	岸壁等の港湾施設の安全性、利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新を実施し、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。	岸壁等の港湾施設について、更新が必要な施設を今後の事業計画の見通しを勘案し、令和5年度末までに470mを整備することを目標値として設定しました。	240m	470m
353	主指標	新規	新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定（変更）が行われた都市計画区域の数（累計）	改定後の新都市計画区域マスタープランに沿って都市政策が進められていることを示す指標であることから選定しました。	用途地域が指定されている13の都市計画区域のうち、過半数の7区域において、県、市町により都市計画決定（変更）が行われることを目標として設定しました。	—	7区域
353	副指標	新規	街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長（累計）	街路整備が完成することにより、県民の安全・安心で快適な歩行空間の確保や都市防災機能の向上などにつながることから選定しました。	街路の事業計画をふまえて年度ごとの計画を着実に進めることを目標に、計画の合計延長（累計）を設定しました。	—	1,290m
353	副指標	継続	県営および市営住宅の長寿命化工事の達成割合	既存住宅の活用に向け、予防保全の観点から、県および市町の公営住宅の長寿命化を進め、さらに県全体に波及させる必要があることから選定しました。	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修計画の達成をめざして目標に設定しました。	—	100%

3. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

I 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
行政運営7	主指標	新規	公共事業の適正化率	公共事業の実施プロセスの公正性・透明性と、事業が適正に行われていることを県民へ示すことから選定しました。	公共事業は、実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施することが必要不可欠であることから、目標値を100%としました。	100%	100%
行政運営7	副指標	新規	公共事業の平準化率	担い手三法の改正により、働き方改革の推進や生産性の向上が求められています。工事量の偏りを解消し、年間をとおした工事量が安定することで、長時間労働の是正や現場の処遇改善、生産性の向上に寄与するものと考えており、公共事業の施工時期の平準化が必要であることから選定しました。	働き方改革の推進や生産性の向上を図るためには、施工時期の平準化が必要であることから、現状値(75%)を上回る目標値(80%)を目標として設定しました。	75.0% (30年度)	80.0%
行政運営7	副指標	新規	入札参加者の地域・社会貢献度	地域・社会に貢献できる建設企業を育成することは、公共事業への信頼感の向上につながることから選定しました。	入札参加者の地域貢献度・社会貢献度の向上を目的に、近年の状況をふまえて、各年度1%ずつ向上していくよう目標値を設定しました。	84.0%	88.0%